

○朝日大学歯科医師臨床研修規程（2018年2月22日制定）

朝日大学歯科医師臨床研修規程

2018年2月22日制定
制定

（趣旨）

第1条 この規程は、歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成17年厚生労働省令第103号。以下「省令」という。）に基づく歯科医師臨床研修及び朝日大学（以下「本学」という。）が独自に行う歯科医師臨床研修（以下「臨床研修」という。）の実施並びに学校法人朝日大学就業規則（以下「就業規則」という。）第2条第4項及び朝日大学病院就業規則（以下「病院就業規則」という。）第2条第4項に定める臨床研修歯科医（以下「研修歯科医」という。）の就業に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）前期研修とは、省令に基づき行う臨床研修をいう。
 - （2）後期研修とは、前号の前期研修を修了した者に対して、本学が独自に行うもので、更に高度で専門的な臨床研修をいう。
- 2 前項に定める研修を受ける研修歯科医をそれぞれ前期研修歯科医及び後期研修歯科医と称する。

（研修場所）

第3条 前期研修は、朝日大学病院若しくは朝日大学医科歯科医療センター若しくは朝日大学PDI岐阜歯科診療所又は厚生労働大臣の指定する協力型臨床研修施設で、学校法人朝日大学（以下「本法人」という。）と研修歯科医に係る出向契約を締結した医療施設において行う。

2 後期研修は、朝日大学病院若しくは朝日大学医科歯科医療センター又は朝日大学PDI岐阜歯科診療所において行う。

（研修歯科医の募集）

第4条 研修歯科医の募集を行うときは、あらかじめ、研修プログラムとともに、次に掲げる事項を公表する。

- （1）研修プログラムの名称及び概要
- （2）研修歯科医の募集定員並びに募集及び採用の方法
- （3）研修の開始時期
- （4）研修歯科医の処遇に関する事項
- （5）その他募集に関し必要な事項

（応募資格）

第5条 研修歯科医の応募資格は、次の各号のとおりとする。

- （1）前期研修 歯科医師免許を取得した者又は取得見込みの者
- （2）後期研修 前期研修を修了した者又は修了見込みの者

（提出書類）

第6条 研修歯科医を希望する者は、次の各号に定める書類を朝日大学医科歯科医療センター長若しくはPDI岐阜歯科診療所所長又は朝日大学病院長（以下「センター長等」という。）に提出しなければならない。

- （1）願書（所定）
- （2）履歴書（写真貼付）
- （3）卒業（見込）証明書（前期研修希望者のみ）
- （4）成績証明書（前期研修希望者のみ）

2 前期研修を希望する者は、歯科医師臨床研修マッチング協議会が実施する歯科マッチングに予め参加しなければならない。

(採用)

第7条 研修歯科医を採用するときは、前条の書類を提出した者に対して、採用試験を行う。

2 前項の結果に基づき、理事会の議を経て理事長が採用を決定する。

(定員)

第8条 研修歯科医の定員は、理事長が学長の意見を聴いて毎年定める。

(研修期間及び研修プログラム)

第9条 研修期間は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、研修の未修了等により追加研修が必要と認める者に対して、センター長等は研修期間の延長を認めることができる。

3 前項により追加研修を認められた者については、理事会の議を経て、理事長が研修歯科医として採用を決定する。

4 臨床研修は、別に定める研修プログラムに基づき行う。

(所定勤務時間等)

第10条 研修歯科医の所定勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間、1日当たり月曜日から金曜日は7時間、土曜日は3時間とする。

2 始業時刻は8時30分、終業時刻は16時30分とし、土曜日の終業時刻は12時30分とする。

3 休憩時間は、原則として12時から13時までとする。ただし、業務上必要がある場合は、休憩時間を変更することがある。

4 前3項の規定にかかわらず朝日大学病院において臨床研修を行う場合は、病院就業規則を適用し、朝日大学病院研修プログラム等の協力型臨床研修施設において臨床研修を行う場合は、1週間当たり40時間を上限に、当該施設の規定に従い勤務するものとする。

(休日)

第11条 研修歯科医の休日は、次の各号のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 創立記念日(1月19日)(創立記念日と日曜と重なった場合は翌日を休日とする。)

(4) 年末年始(12月29日から1月5日まで)

(5) その他本法人が臨時に定めた日

2 前項の規定にかかわらず、朝日大学病院において臨床研修を行う場合は、病院就業規則を適用する。

3 前2項の規定にかかわらず、朝日大学病院研修プログラム等の協力型臨床研修施設において臨床研修を行う場合は、当該施設の規定による。

(休職)

第12条 研修歯科医が次の各号のいずれかに該当する場合は、休職を命ずることができる。なお、第1号及び第2号について、研修歯科医が休職を免れるため出勤した日があるときは欠勤が継続したものとみなす。

(1) 病気休職 業務外の事由に起因する傷病のため欠勤が3か月を超え、なお療養を継続する必要があるため勤務ができない場合

(2) 事故休職 業務及び前号以外の理由による欠勤が30日を超え、なお勤務ができない場合

(3) 起訴休職 刑事事件に関し起訴され、業務遂行に支障が生ずる恐れがある場合

(4) 業務休職 業務上の事由に起因する傷病等のため勤務ができない場合

(5) 特別休職 前各号のほか、特別の事情のため休職させることを適当と認める場合

2 研修歯科医の休職中の給与に関することは、別に定める学校法人朝日大学給与規程による。

(休職期間)

第13条 前条に規定する休職の期間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 第1号の場合は、3か月以内
 - (2) 第2号の場合は、3か月以内
 - (3) 第3号の場合は、理事会が定める期間
 - (4) 第4号及び第5号の場合は、1年を超えない範囲内で、理事会が定める期間
- 2 前項に規定する休職期間について、理事長が特に必要と認めた場合には、1年を超えない範囲でこれを更新することができる。

(復職)

第14条 研修歯科医から休職期間満了前に復職願が提出され、休職事由が消滅したと認めた場合は、復職を命ずる。ただし、第12条第1項第1号の休職については、医師が、休職事由が消滅したと認めた場合に限るものとする。

(年次有給休暇)

第15条 研修歯科医に対して、1年を通じて10日の年次有給休暇を与えるものとする。

- 2 前項に定める年次有給休暇の取得については、主として朝日大学医科歯科医療センター若しくは朝日大学PDI岐阜歯科診療所において臨床研修を行う者は、就業規則第30条の規定を適用し、主として朝日大学病院において臨床研修を行う者は、病院就業規則第29条及び第30条の規定を適用する。

(退職)

第16条 研修歯科医は、次の一に該当したときは退職となる。

- (1) 研修期間が満了したとき。
 - (2) 死亡したとき。
 - (3) 事故の都合により退職を申し出て受理された時。
 - (4) 復職できず休職期間が満了したとき。
- 2 前項第3号の退職の申出は、就業規則第14条及び病院就業規則第14条の規定を準用し行うものとする。

(解雇及び懲戒)

第17条 研修歯科医の解雇及び懲戒は、就業規則第15条及び第59条から第62条までの規定を適用する。

- 2 主として朝日大学病院において臨床研修を行う者については、病院就業規則第15条及び第59条から第62条までを適用する。

(給与)

第18条 研修歯科医の基本給及び通勤手当に関する事項については、別に定める。

(研修管理委員会)

第19条 前期研修の実施を統括管理するため、朝日大学病院、朝日大学医科歯科医療センター及びPDI岐阜歯科診療所に、それぞれ研修管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 前項の委員会に関し、必要な事項は別に定める。

(就業規則の準用)

第20条 この規程に定めるもののほか、研修歯科医の就業に関し必要な事項は、就業規則を準用する。

(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、前期研修の実施に関し必要な事項は、省令に基づき行うものとする。

附 則（2018年2月22日）

- 1 この規程は、2018年4月1日から施行する。
- 2 朝日大学歯学部附属病院臨床研修歯科医規程（平成17年9月15日制定）は、廃止する。

附 則（2018年12月20日）

この改正は、2019年1月1日から施行する。

附 則（2020年2月27日）

この改正は、2020年4月1日から施行する。